

相談室だより

令和4年9月5日 421号



公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」

基本方針1. 人権を尊重した医療の提供

2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕

3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

発行:井之頭病院相談室 0422-44-5331(代)

〒181-8531 三鷹市上連雀 4-14-1

URL <https://www.inokashira-hp.or.jp>

今月の相談室だよりの紙面

2ページ	後期高齢医療者医療費窓口負担割合の変更について
3ページ	だよりの情報広場～中野区精神障害者地域生活支援センター「せせらぎ」～
4ページ	催しのご案内／自立支援医療制度のご案内／心身障害者医療費助成制度（マル障）のご案内／編集後記



●● 当院を利用されているご家族向けの催し ●●

わわわ会・懇談会・かけはし

対象: 当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族
※アルコール依存症を除く

参加方法: 予約制 (各回定員があります) 当院2号館1階4番相談受付窓口に来院、または電話で各担当までお申込みください。参加方法をご案内いたします。(☎0422-44-5331 代表)

【つながろう 家族のための わわわ会】

オンライン(Zoom)開催

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について一緒に学び合う場です。1クール5回シリーズですが、どの回からでも参加できます。

日時: 9月24(土) 10:00~11:30

※毎月最終土曜日

テーマ: 「私」らしく暮らす

～暮らしに役立つ福祉サービス～

講師: 当院精神保健福祉士

内容: 各回、講義と質疑

定員: 各回 15名まで

費用: 無料 テキスト(5回分含)をご希望の方は相談窓口(4番)で販売中(500円税込み)

今後の予定: 11月26日(土) ※10月はお休みです

テーマ: 病気の理解「統合失調症ってどんな病気?」

予約制

【家族懇談会】 対面開催

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフも一緒に考える場です。

ご家族自身の気持ちを話したり、他のご家族の体験談を聞き、その中でご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じていただければと思っています。

日時: 9月24日(土) 14:00~15:00

(13:45受付開始) ※毎月最終土曜日

定員: 8名まで

予約制

【家族セルフヘルプグループ かけはし】 対面開催

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止となる場合があります。開催日前日に当院ホームページ「新着情報」をご確認いただくか、事前にお問い合わせください。

日時: 9月10日(土) 14:00~15:00

※毎月第2土曜日

内容: 家族による家族のための相談例会です。

定員: 10名まで

予約制

アルコール関連

対象: 当院を受診したことがある方のご家族、当院の医師や精神保健福祉士による有料相談に来られたご家族

参加方法: 予約制 参加ご希望の方は当院のホームページよりお申込みください。

(トップページよりご来院の皆様へ→ご家族向け→家族教育プログラムまたは家族ミーティングの「参加方法」より予約フォームへアクセスしてください。)

※ 詳細や実施状況については当院ホームページをご覧ください

【アルコール家族教育プログラム】

オンライン(Zoom)開催

アルコール依存症に関する医師と精神保健福祉士による講義をオンラインで月2回配信しています。

日時: 9月3(土)・17日(土) 10:00~11:10

※毎月第1・第3土曜日

内容: 第1週 アルコール依存症とその治療について (担当: 医師)
第3週 アルコール依存症からの回復と社会資源 (担当: 精神保健福祉士)

予約制

【アルコール家族ミーティング】

オンライン(Zoom)開催

ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことを目的としています。ご家族同士のつながりのなかで癒されることを実感していただいています。

日時: 9月3日(土)・17日(土) 11:15~12:00

※毎月第1・第3土曜日

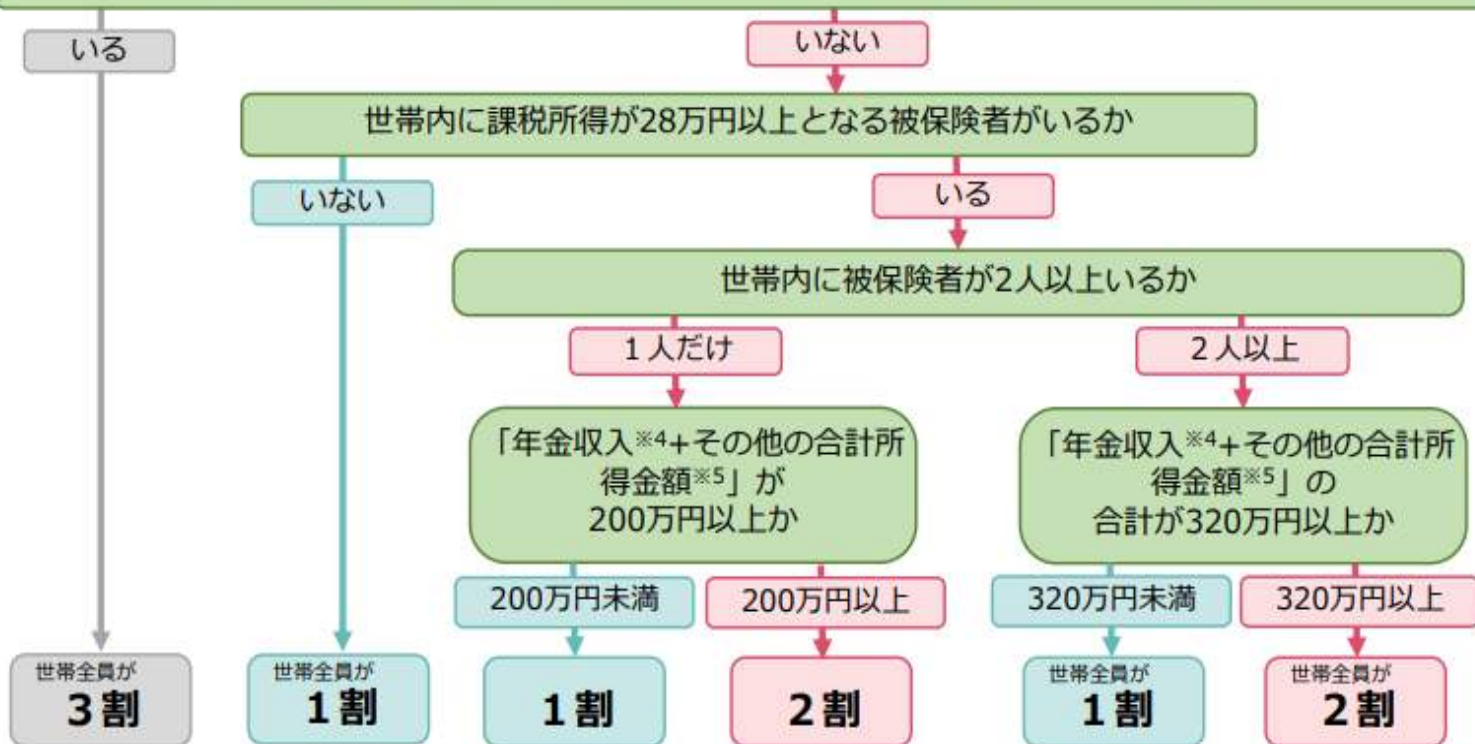


後期高齢者医療制度に加入中の方（75歳以上）で、 一定以上の所得がある方の医療費窓口負担割合が 変わります！

令和4年10月1日より、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

【自己負担割合判定チャート】

世帯内に課税所得※1が145万円以上（現役並み所得者）となる被保険者がいるか※2 ※3



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額（総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額）」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、基準収入額適用申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進みます。 ■被保険者が1人の場合 ⇒383万円未満（世帯内に70～74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満） ■被保険者が複数 ⇒収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。

*出典：東京都後期高齢者医療広域連合ホームページより「自己負担割合見直しに関するリーフレット」（R4年8月12日時点）

お問い合わせ先

お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

だよいんの情報広場



今年度はシリーズで、当院に地域移行支援で関わってくださっている地域の事業所のご紹介をしています。「地域移行支援ってどんな人がどんなことをしているの？」等を各事業所の特徴と共にお伝えしています。今回は中野区にあります「せせらぎ」の鶴丸様にご寄稿いただきました。

Q、「せせらぎ」の概要を教えてください

こんにちは。中野区精神障害者地域生活支援センター通称「せせらぎ」で地域移行支援を担当している、^{つるまる}鶴丸と申します。せせらぎは「地域活動支援センターⅠ型」「計画相談支援」「地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）」「自立生活援助事業」を行っています。

今回はせせらぎで実施している退院支援についてご紹介させていただきます。

Q、対象者や対象地域、利用方法を教えてください

対象者：せせらぎの地域移行支援は1年以上精神科病院に入院している中野区民を対象にしています。

利用方法：地域移行支援の利用に興味のある方はせせらぎに直接ご連絡いただくか病棟の担当相談員の方にご相談ください。

Q、地域移行支援における井之頭病院との関わりはどのようなものがありますか

地域移行で関わらせてもらう件数が一番多い病院です。病棟の担当相談員の方とはよく相談させていただいています。今はコロナウィルス予防で病棟に入る事はできていませんが、以前は病棟の職員の方にも色々協力させていただきました。また、「地域移行・地域定着支援関係者懇談会」では他の地域移行支援事業所や病院の職員の方と意見交換をする機会をいただきました。とても良い刺激になり、退院支援のモチベーションになっています。

Q、せせらぎの地域移行支援事業の取り組みにおける特徴はありますか？

現在202人の長期入院をしている中野区民の方がいらっしゃいます(2020年630調査)。この202人を0人にするのが私たちの目標です。せせらぎの退院支援の特徴は、入院中から退院後まで関わり続けることです。地域移行支援で入院中から関係が始まり、退院後も地域定着支援や自立生活援助事業でせせらぎが関わり続けることで、退院する人が安心して地域生活を送ってもらえるように支援しています。

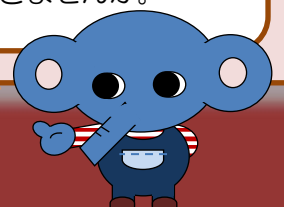
Q、地域移行支援のやりがいはどこにありますか？

退院は目的ではなく地域生活をするための通過点なので退院後の話をします。その中で退院したらやりたい事や楽しみを一緒に見つけていくことはとてもやりがいを感じます。退院までには様々なハードルがありますが、一緒に悩んで考えて乗り越える達成感も私は好きです。退院した後に街中で偶然すれ違った際にお互い笑顔で挨拶した時は退院支援に携わって良かったなと思う瞬間です。

Q、最後に、読者の皆さまに一言お願いします

今回はせせらぎの紹介をさせていただきありがとうございます。地域での生活は大変なこともあります、その分楽しいこともたくさんあります。楽しみのある地域生活を送るために一緒に考えていきませんか。

次回は 地域生活支援センター「プラザ」です





催しのご案内

リカバリー全国フォーラム2022

『育もう、自分と他者に寄り添い共にいる力～激動する世界と私たちのリカバリー～』

2022年10月29日(土)～30日(日) オンライン開催

基調講演 笠井清澄先生(東京大学医学部附属病院精神神経科)・トークライブなど

主催:認定NPO法人 地域精神保健福祉機構(コンボ) プログラムの詳細、参加方法等については、コンボのウェブサイトでご確認ください。

https://www.comhbo.net/?page_id=34114

リカバリー全国フォーラム2022



住民向け講演会 「正しく知ろう、ネット依存とゲーム依存について」

2022年11月12日(土) 15時～16時30分 現地開催とライブ配信

講師:独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター 名誉院長 樋口進先生

会場:公益財団法人井之頭病院 1号館9階大会議室(新型コロナウイルス感染拡大の状況により全てライブ配信になる場合がございます。)

申込方法:井之頭病院ホームページより事前申し込み

申込開始:10月6日(木)14時～定員になり次第終了

お問い合わせ:公益財団法人井之頭病院 0422-44-5331

東京都精神科医療地域連携事業(北多摩南部保健医療圏域)事務局

定員 来場:先着30名
オンライン:200名
参加費:無料

お住まいの市区町村の障害福祉の窓口にお問合せください

自立支援医療制度をご存知ですか?



「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります(注:登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です)。また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロとなります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書が必要となります。当院での診断書料金は5,500円(税込み)です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。



心身障害者医療費助成制度(マル障)をご存知ですか?

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(※)は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での(精神科以外でも)外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります(ただし、入院中の食事療養費は対象外)。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。

9月(秋分の日)に開催しておりました湧水会は、新型コロナウイルス感染対策のため中止とさせていただきます。

編集後記:皆さま、夏は満喫できましたか?コロナ禍で大変な状況が続きますが、コロナ前と変わらずに季節が廻って来ることに少しホッとしている気がします。前向きに秋を楽しみたいと思います。(馬)

※10月は10/5発行予定です※

ホームページでも相談室ごよりの最新号やバックナンバーをご覧くださいませ

井之頭病院ホームページより「精神保健福祉相談」→相談室ごより「ダウンロード」をクリック

